

## 平成 28 年度第 4 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 28 年 11 月 1 日（火）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (8 名)	佐藤委員、竹内委員、穂刈委員、山野委員、小池委員、深村委員、中屋委員、塚崎委員
	事務局	川村政策推進室長、橋本課長、柴主査、佐々木主任
	傍 聴 者	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 協議事項 (1) 市民参加に係る課題整理 (2. 市民参加の方法について ほか)</li> <li>3 その他</li> <li>4 閉会</li> </ol>	
配布資料	<p>【平成 28 年 3 月 22 日開催 資料 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 市民参加に係る課題整理 (2. 市民参加の方法について ほか)</li> </ul>	

## 1. 開 会

事務局：：皆さんお揃いになりましたので、平成 28 年度第 4 回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。

本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第 8 条第 6 項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

なお、本日は北川委員と中野委員が欠席となります。

それでは、施行規則第 8 条第 5 項の規定により、議長につきましては会長にお願いいたします。議長よろしくお願いたします。

## 2. 協議事項

議 長：（議長からのあいさつ）

まず、今後どのような会議の進め方をしていくかについて簡単にお話したいと思います。今回は市民参加にかかわる課題の整理。今日と次回でこの課題の整理についての議論をして、現状どのような課題があるかということを確認した上で、来年その課題をどう解決していくかの方向性を見出していきたいなと思っています。来年度 2 回は事前評価、事後評価ということになりますので、この課題の解決策の方向性を見出すというのが 3 回の議論でということになります。それともう一つですが、僕の考えとしてはせっかく話し合ったので、議論をしましたという議事録の公開だけではなくて、報告書や提言書といった、市民参加推進会議で現状を把握して、こういうような課題の解決方法があるのではないかとというような、まとめたものを残したいと思っています。

それでは早速ですが、市民参加にかかる課題の整理、審議会等のところから協議したいと思います。

まず資料 4 ページ、審議会等です。これは市民参加条例第 9 条ということで規定されている市民参加の方法の一つということになっていますが、法律で定められているものなど、審議会というものはたくさんありまして、そこでやり方について決まっているものがあるのですが、他市では審議会というものが審議会全部を市民参加の方法ということではなくて、市民参加の一つの方法として審議会を使うというような考え方もあるのですが、北広島市の場合には審議会そのものが市民参加条例で規定されているものと考えてよろしいでしょうか。

事務局：市民参加条例第 6 条の規定に審議会等への付議と明記されておりますので、市民参加の一つの方法になるかと思います。

議 長：審議会等というと広義では議会も入るのです。農業委員会だとか教育委員会、そういうものも審議会等の一覧の中にあるのですが、審議会というものがどういうものかというのだけは押さえておきたいと思っています。平成 24 年 1 月 1 日現在ということで、市のホー

ムページに載っております「北広島市審議会等一覧」というものがありまして、1 番目に北広島市議会というのが載っています。それともう1つ、2 番目には地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会、これは教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会や監査委員会、農業委員会、固定資産税評価審査委員会が載っています。その下に地方自治法 202 条の 3 に基づく審議会等がありまして、数でいうと 51 あります。この中に、地方自治法で附属機関が規定されていまして、それに基づきということなので法律または、政令、条例等によって設置されている委員会となります。もっと大きな意味でいいますと、4 番目に大臣等が委嘱する委員がありまして、民生児童委員連絡協議会とか人権擁護委員など 4 つの委員会、行政相談員とかあるんですが、その次に市長の私的諮問機関を含むものとして、例えば男女共同参画懇話会とか、食育推進懇談会とか、そういったものも全部審議会等の中に入るということになっています。ですので、今回市民参加に係るものとしては地方自治法の 202 条、いわゆる市民参画推進会議等の会議と市長の諮問機関になるかと思しますので、ここに市議会とかが入ると訳がわからなくなるかもしれませんので、お話をしておきます。

それでは審議会等の 9 条に規定されている審議会等、この課題についてまず「審議会等も条例に定める市民参加の方法の一つであることを再認識し、公募委員の積極的登用や事務局主導ではなく会議の委員が主体的に議論できるような運営に心掛けていただきたい。」から議論していきたいと思えます。審議会となりますと、おそらく専門家の方が議長をされる場合が多いと思うのですが、そうするとどうしても公募委員がお客さんという形でよくわからないままに、あまり発言もしないままに審議会が進行してしまうというような状況にもなりがちです。その辺は市民参加の考え方からすると、公募委員の発言、公募委員が孤立しないような形での審議会運営というのが必要なんじゃないかと考えています。審議会に関するガイドブックというのが、これは京都市で作られていまして、その中で審議会はどういうふうに運営していくべきかという手引きのような形で出ています。北広島市でも若干それに似た形のものがあることはあるのですが、「附属機関等の設置、運営及び委員の選任に関する取り扱い」というのがありまして、もう少し公募委員を含めた形での審議会の進め方について、他市ではガイドブックのようなものを作り、公募委員に対しては審議会というものはこういうもので、こういうような議論の仕方しておりますと心得みたいなのを委員になられた方に配ったりもしているようです。そういうことも含めて皆さんがこの市民参加推進会議で感じておられることなどを、少しお話いただければと思います。ご意見ございますか。

B 委員：私が今回の市民参加推進会議の委員に応募したのは、新聞に公募委員があまり集まらないという記事があったので、それを見て今回こうやって市民参加委員に選出していただきました。以前の私の記憶では、この委員会に関しては公募委員の方は消費者団体か何かの委員の方がそのまま公募委員になったようなケースがあったかと思えます。公募に対する PR が少ないのか、あるいは興味・関心をもって自発的に市民参加をするという市民側の意識の問題もあると思えます。その両方の問題があるという事で、あまり現状としては望ましい形になっていないので、それがより自発的に市政にあるいはその活動に参加する市民が増えるという面と、もう一つはやはり PR。公募をされていますよと

いう広報を、より多角的に市民の目に留まる様な形で工夫をしていくという考えはあると思います。

議長：現状として、公募委員の状況は、例えば3名募集したところ10名の応募ありましたという形なのか。それとも3名応募しても2名しか応募がなかったとかいう場合が多いのか、いかがでしょうか。

事務局：全庁的な把握はできておりませんが、テーマによって関心はあるけれども難しいようなイメージだとなかなか集まらないといった実態はあると思います。ただ、公募委員に関して全く0人という委員会はほとんどなくなっていると思いますので、市も意識して公募委員をできるだけを入れる動きをしていると思います。

議長：委員会によって、内容に興味のある審議があれば、比較的集まりやすいということでしょうか。

事務局：昨年行った無作為抽出の市民会議も本当に集まるのだろうか思いましたけれども、実際は30人の方が土日にもかかわらず参加していただき、先ほどB委員がおっしゃっていたように市民の考えと会議が合っていて、夜の会議にも参加していただくというところまでとなると、まだ少しハードルが高いかもしれません。

議長：今PRの話も少し出ましたが、委員の募集に関してはホームページと広報というような形でしょうか。

事務局：ホームページや広報はもちろんですが、場合によってはチラシなどその他の手段もあります。

議長：例えば以前に委員をやっていた方等に直接連絡を入れたりというような場合もありますか。

事務局：具体的な事例は把握してはいませんが、そういった事例もあるかもしれません。

議長：今の状態で公募委員は集るので、特に対策はとらなくて良いのか。それとも、もっと集まるように関心を持ってもらうための対策はとらないといけないのか。そういったあたりをお聞きしたい。現状はどうでしょうか。

事務局：厳しい状況ではあるかと思いますが、誰でも良いとなるとなかなか難しいと思いますので、対策についても難しいと思います。

E委員：広報とかに掲載するとき、日当とか会議回数は、載っているのですか。

事務局：年間にどのくらい会議があるかですとか、報酬についても金額を入れている場合と市の規定によるというのがありますが、必要情報は掲載しております。

議長：「市民参加をよりしやすくするために、審議会の時間帯、年代別など区別してはどうでしょうか？また謝礼や交通費を出すなどして、まずは興味を持ってもらい、参加してもらうのがいいかと思います。」という項目で、ボランティアなのか、それとも報酬が出るのかわからない市民の方もいるということで、もう少しその辺を含めた周知というものも必要なのかなと感じます。それと時間帯。忙しくて来られない、昼間は無理という方に対する配慮といいますか、例えば、夜間とか土日の開催の審議会というのがありますか。

事務局：あまりないと思います。

議長：先ほどの無作為抽出で実施した、土曜日とか日曜日開催の市民会議はどうですか。

事務局：皆さん参加しやすかったと思います。

議 長：これも前からずっと言われていることですが、審議会のその時間帯等に関しても工夫が必要だと思えますが、委員報酬とか交通費が出ないと思われているとしたら、確実に周知不足だと思えますので、広報とホームページ以外でもきちんと伝える方法があればいいと思えます。その辺も含めて、審議会についてご意見ございますか。それでは「審議会等の公募委員について意見を持った積極的な市民だけではなく、プラーヌンク スツェレ(無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループ)のように無作為抽出による委員も多様な市民意見を反映させるために必要ではないか。このような委員を公募委員の中に入れてもよいのではないか。(三鷹市で実施) また、専門家の意見や情報も大切なので、各審議会等に専門家枠も必要。」に移りたいと思えます。市民会議に関しては無作為抽出による手法を使ったということがありましたが、審議会委員募集の際にそのような手法を使ったことはありますか。

事務局：委員募集に関してはないと思えます。

議 長：皆さんにお伺いしますが、審議会でもそういう手法を使って、市民の方に委員になってもらうという方法は、自分からやりますと本当に手を挙げてというのはなかなか難しいと思えますが、こちらからどうですかと言われると、ではやってみようかなという市民は多い気がします。審議会の委員、公募委員の募集の際にも、その手法が使えると、もう少し興味を持っていただけるのかなと思えますが、かなり手間のかかることでしょうか。

事務局：市民会議の方法ですと、無作為抽出の1,000人に地域性・年代・男女別をうまく抽出し、その中から案内を発送をして返事を頂き、集約した後、そこから選定するという作業になりますので、時間はかかると思えます。

議 長：一般論ですが、無作為抽出は市民会議には適しているとは思いますが、審議会の公募委員において無作為抽出でお願いしますというのは、他の市でやっているところもあるようなので、先ほどお伺いしたときに厳しい状況ではあるけれども、今のところは公募委員が0人であり、本来集めるべきところで集められていないという状況ではないようです。ただ幅広い市民の参加ということを考えると、そういう手法も委員会の公募に今後使えるのであれば、使っていくというのも一つの手だと思います。

D 委員：今、私がここに出席しているのは、自治連の推薦を受けてです。私の今まで経験からいくと、商工会の理事もやっていましたが、そういう中にも市側からこういう審議会の委員を出してくださいという要望がきます。誰が適切かどうかを理事会で検討してその方をお願いするという流れです。公募に頼るのが、それはいいのか悪いのかじゃないと思うのですが、やはりそういういろいろな関係団体に、ある程度知識をもった人たちを出していただけないかということで依頼することも、審議の中で意見が適切に反映される場合があると思えます。あまりにも知識や経験が浅い中で出席されると、どうしても発言もなくなっていき私が私の経験からするとします。ですので、公募は公募でよいのではないのでしょうか。確かに興味を持たれる方は手を挙げられるでしょうし、私も今までいろいろな審議会の参加させていただいておりましたけれども、公募で来られた方の意見というのは大変貴重なものが多いと思えます。いろいろな形があると思えますが、

やはり募集はするべきだと思います。募集の方法についてはあまり方法を選び過ぎると偏っていく気もします。なので、オーソドックスに、先ほど言われたような形でやるのが一番良いのではないかと思います。手法はいろいろあるとは思いますが。

議長：審議会によっては、公募枠とは別に、初めから関係団体の代表というような形で参加するといった場合の方がむしろ多いのかも知れません。それではご意見がなければ、次の「条例では市民をかなり幅広く定義している。審議会等の公募委員の募集資格が的確か再度確認する必要がある。18歳からなのか20歳からなのか、市内在住者に限られている場合も多いようである。市民の定義も含め議論が必要。」に移りたいと思います。公募の際の年齢に上限の規定はありますが、下限の規定というのは決まっていますか。選任に関する取り扱いの中では80歳以下の方でという形をとっています。一応原則ということで、超えて選任する必要がある場合には理事者と協議をして選任することはできるとなっています。ホームページで募集されている内容を見ると、審議会によって18歳以上であったり20歳以上であったりというばらつきが見受けられます。このため下限というのは設けた方がいいのか。それとも審議会の内容によって何歳以上というのを決めていただいた方がいいのか。

事務局：附属機関の設置に関する取扱いについて、市民参加条例の中においては下限の定義はございません。基本的には所管課で審議会の中身に応じて条件を設けているというのが現状であり、各課の考え方において運用されているものです。

議長：これは私の個人的な考えですが、選挙権も18歳からということになりました。たまに20歳以上というのがありますが、原則18歳以上でも良いのかなと。あるいは年齢制限に下限を設けなくても良いのかなと。例えば高校生がそういうことをやってみたいという場合に参加していただいても良いのかなとは思っていますが、下限年齢について皆さんはどうお考えでしょうか。

C委員：選挙権という考え方だと18歳からなのかなと思います。市政に参加できる年齢とか政治に参加できる年齢とかを考えると、18歳からというのが適切なのかなという気はします。

議長：F委員、下限についてはいかがですか。

F委員：審議会もいろいろな種類があるというのが実態で、かなり専門的な分野もあれば、市民会議じゃないですけど広く市民の意見を聞こうという場と、設置・開催目的には差があるかなと思います。ですから、やはり広く一般市民の意見をとれば18歳でもいいのかなとは思いますが。しかしながら、それぞれの審議会の内容によって変わってくるかなというのが実感です。

議長：E委員、いかがですか。

E委員：関心があって立候補してくれるような人であれば、18歳であっても20歳であっても関係ないと思いますので、20歳以下であるデメリットが無いのであれば多少広くするという意味では特に問題はないかと思います。

議長：例えば下限を設けなければ、小学生が手を上げてきた場合。規定では募集をかけた以上考えなければいけないということになるわけですがけれども、常識的に考えると一般的な会議では特殊な例を除いて小学生が委員になるというのは今まではないことだと思いますし、果たしてそれで円滑に会議が進められるのかという部分もあるかとは思いますが。A

委員、いかがですか。

A 委員：中学生でも関心がある方であれば、小学生とは言いませんけれども、中学生から別に参加するのは構わないのかなとは思いますが。かえってそういう若い目線、そういう子ども目線という姿勢も大事だと思います。それを我々大人がどう汲み取っていくかということかと思えます。

議長：中学生とか高校生とかは、そこで別な枠として、若い世代、北広島の青少年たちの考える自然保護とか北広島市の未来ということで18歳以下を対象として、もし機会があれば活躍してもらおうという考え方もあると思います。後ほど少し出てきますけれども、子どもたちの市民参加という部分もありますので、その時にまた話をしたいと思えます。それでは次の「審議会の公募委員は各種審議会等合わせると、かなりの人数になると思われる。公募委員のような市政や市民参加に関心のある方たちが意見交換できる場を作ってはどうか。京都市では、「市民公募委員サロン」なるものを開催している。」です。市民参加に関心のある方たちが意見交換をしたりする場というのが北広島にはあまりないということで、以前に公募委員をやられた方をまとめて公募委員のサロンを作っているという市もありますが、これはかなり有効だと思いますが手間もかかってくるものだと思います。あるいはNPOなり民間の団体がそういうような役目を果たしたほうがいいのかもしいという気もします。何らかの形で過去に公募委員をされたことのある方というのは貴重な人材だと思いますが、市ではリストなどで把握はしているのでしょうか。

事務局：公職者台帳により把握はしております。

議長：京都市の場合ですが、そのような方々が市民参加に関する冊子を作り、また発行したりといった活動も行っています。一般市民の方々に対するPRのリーダー的な立場になっているようなやり方をとっているようです。北広島の場合には市民参加に関するグループや団体は特になくて、市民参加推進会議だけということなので、そのあたりも市が主導するかどうかは別として、サロンのようなものがあったらいいのではないのかと思えます。

B 委員：他の自治体にはそういう例があるんですね。私は北広島の市民大学の7期生になり、いろいろなことを見聞きすると、市民大学のOB会というのがあるのを知りました。先日は北海道開拓記念村のボランティアの人たちと館長のお話を聞いたのですが、今ボランティアは193名くらい居て、その人たちのボランティアの会ではリストがあって、すごく組織的に運営されており効果を上げていると聞きました。私の直感的な感想ですけれども、今議長が提案されたような公募委員の会みたいなものがあったら、その中でも特に熱心な人たちはそうした活動を続ける可能性があるのかなとは思えます。

議長：市民参加ということ自体がまだまだ市民のなかで浸透していない中で、そういうのは難しいのかなとも思いますが、逆に言うと浸透させるためにもそういうようなものが、最初はある意味、市が主導してやってもいいのかなという気もします。F 委員、この件についてはいかがですか。

F 委員：難しいとは思いますが。確かにそういう任意のグループといいますか、同じ思いのメンバーが集っていろいろな話ができることがいいのか。となると、どういった人たちでどう

いったメンバーがいるのか自体の把握は多分情報がないと思います。

議 長：その他ご意見ありますか。委員の皆さんにお伺いしたいのは、もしそういうようなものがあつたら、ぜひ参加したいと思うかどうか。A 委員、いかがですか。

A 委員：参加しないと思います。例えば議員だとしたら、議員同士がサロンのようなところがあつて話し合うというのならわかりますけど。違う畑の人たちで集まって何を話せばいいのか。何を話題にして話しをすればいいのかというところがあります。

議 長：C 委員、いかがでしょうか。

C 委員：この会議に参加するのも結構大変で、期限なしでずっとやらなければいけない委員会となると荷が重いかと思います。現実的に、もしそういうものを立ち上げるのであれば個人情報の問題が出てきてしまうので市から名簿をもらうということもできないと思います。市でも関わっていただかないと立ち上げができないということにもなってしまいますので、課題は多いかなという気がします。

議 長：E 委員、いかがですか。

E 委員：任意でこういう団体を、そういう人たちが作るというのはいいと思いますが、市が管理をしていて、ある程度そういう団体に特権的なものを与えているなつて外から感じられてしまうと嫌だなというのが一つあります。あとはどっちかという外にもっと開いていった方がいいと思います。例えばアンケートとか。簡単な考え方かもしれませんが、参加する対象を広げる方にお金を使った方が僕はいいのかなと思います。

議 長：D 委員、いかがでしょうか。

D 委員：難しいと思います。

議 長：D 委員のお知り合いの方でいろいろ委員をされてる方もたくさんいらっしゃると思いますが、そういう方々で審議会とかの話がされたりしますか。

D 委員：あまりしないですね。話題に上がることが少ないです。ただ情報的に求められることはあります。私がこういうところに参加しているは知っていますので、市からどういった話が出るのですかというのはありますけど。

議 長：それは自治会の中ですか。

D 委員：私どもの町内会にも委員をやっている方は何人かおられます。町内会では審議会委員の経験がある方で集つても、あまりそういう話はしないです。本当はしたほうがいいのかもわからないですけど。

議 長：皆さんが全員関心があるわけでもないですからね。

D 委員：やっぱりリーダーシップをとる人がいれば、そういうふうにはなるとは思います。リーダーシップみたいな雰囲気を作る人がいないと、なかなかそういうところまでいかない気がします。

議 長：B 委員、いかがでしょうか。

B 委員：京都市のほか、市民公募委員からなる会議みたいなものを開催している実例が全国にはあるので、私は全く不可能だと思わないですけども、今、D 委員がおっしゃったように、リーダーシップをとる人がいて、そして公募委員になった経験者の中で自分は任意でそれに参加したいという方が 10 名位集れば組織らしい組織になるかとは思っています。

議長：もちろん過去に委員をされた方全員でということにはならないとは思いますが、意欲のある方でそういうようなことをやってもいいのかなど。京都市の例もありましたから、提案させていただきました。続いてパブリックコメントの「パブリックコメントの回答方法については、意見提出者への郵送による回答書の送付を行っているが、提出者の回答方法の選択があってもよいのではないかと。郵送・メール・不要（HPでの閲覧でOK）の3択としてはどうか。そうすることで、市民参加のコストを下げるのが可能。」に移ります。パブリックコメントの回答方法についてですけれども、コストダウンにも関係してくるのですが、現在は郵送、またはメール、あるいは持参というようなことでパブリックコメントを提出できるようになっていると思いますが、その回答に関して、私が今年の初めころにパブリックコメントを8箇所ぐらいに出したとき、一通ずつ郵送されて来ていました。これは結構コストもかかると感じました。メールで知らせてくれてもいいのだけれどと感じたものでちょっとどうなのかなど。提出する際に、回答の方法で選択をしていただければ、メールで返すということでも可能なかどうか。こういう文書に関しては原本といたしますか、それを郵送しなければいけないような決まりなどはありますか。

事務局：回答しなければいけないというところはございますけれども、その方法については特に規定されておりません。議長が言われたような手法は可能だとは思いますが。

議長：僅かだとは思いますが、件数が多くなってくると郵送料だけでも結構な金額となるので、ペーパーレスということを考えると今後はそういった手法をとって選択していただく。もちろんメールとかをやっていない方といらっしゃいますから、そのような方には郵送でという選択をしていただければいいと思います。回答方法について、C委員、いかがですか。

C委員：事務局のやり易い方法でやってもらいたい。どの方法でも良いと思います。

議長：事務局でやり易い方法でというのがありましたので、もしそういうことでコストなどを多少でも抑えられるのであれば、パブリックコメントの回答方法選択制みたいな形を考えていただきたいと思います。

D委員：やり易い方法で良いというか何か市役所内での決まりは無いのでしょうか。例えば必ず郵送で送らさないと決まりは何かありますか。

事務局：公募者には市長名の公文書で回答しています。いただいた意見に対してはそのような方法を探っております。

議長：次に「パブリックコメントへの意見等の件数が少ないから市民参加意識が低い、とは判断できない。把握するのは難しいが、表には出てこない賛成、反対というものもある。」です。これは委員の意見となりますが、補足はありますでしょうか。

F委員：前にもお話ししましたが、市ではいろいろな諸計画がございます。福祉関係は5本くらいの計画があって、障がい、介護、健康推進などですが、これらは市民参加の手法としての審議会、保健福祉計画検討委員会で何十回も議論をしたもので、最後にほぼ計画の状態になったものをパブリックコメントにかけて、ある意味、市民参加の方法としてもできるだけ積極的に複数の市民参加手続をするように努めるというのはあるのですが、パブリックコメントを実施するタイミングがほぼでき上がった段階ではあまり意味がな

い。ボリュームも含め、内容をホームページに載せても、逆にここに書いているように市民の意見が少ないということで、それならばもっと広く、計画の検討が始まる前にフリーで意見をもらうような形から逆にスタートをした方が良いのかなと思いました。年始めや年度末に計画案までいった段階でパブリックコメントすることの実行性は少し薄いように感じます。

議長：パブリックコメントの実施方法に決まりがあるのかないのかはちょっとわかりませんが、ある程度固まった時点で現在はパブリックコメントにかけている。パブリックコメントの時期についてはそうなのですね。それを今F委員からお話しがあったようにそういう計画を作る最初の段階でパブリックコメントをかけるというのも実際のところ可能なのでしょうか。

事務局：可能か不可能かというところだと可能だと思います。その前段での意見のとり方がアンケートであったり、市民の声を聞くなどして、行政側が立案して意思を持って皆さんに問いかけることによって市民の方からもそれに対して真剣に意見を頂いて、それが可か不可か修正かというような手続きを踏んでいるという流れができてきています。白いキャンバスでどうぞというより市民会議みたいな手法を採ってそれをパブコメにかけながら形にするかどうかというのは、今後、検討余地はあると思います。審議会などそういう手続を先に踏んできているという事でのパブコメなので、そこで最終意見が少ないからと言って市民参加がなかったという直接の結びつきにはならないと思います。それは皆さんそういうこともあるだろうと理解していただいていると思います。

議長：これに関しては前回は「パブリックコメントを実施する時期・段階の再検討が必要。現在は最終案の段階で行っているが、企画立案時の方が意見を出しやすいという声もある。」という部分で、パブコメをかけた方がいいかという話が出ていたと思います。次に「案件に対する市民の関心度にも左右されるが、パブリックコメントは形骸化しつつあるのではないか。全く意見のない案件がよく見受けられる。パブリックコメントの出し方に工夫が必要なのでは。」ということですが、このひと工夫については、やはり前回のPRのところでも若干工夫が必要じゃないかというお話しは出たと思うのですが、委員の皆さん今の状況でよしとしてもよろしいのでしょうか。それとももっと工夫した方がいいのかということについてはいかがでしょうか。

B委員：ここに書いてあることは当たっているかなというのが現状です。形骸化という言葉があって、形骸化ではないという否定する部分もある反面、プランの最初の段階で市民アンケートをとっているから特に形骸化ということではないという認識もできるでしょうし、パブコメ自体の件数が少ないということはパブコメというシステム自体が今はあまり有効に働いていないと考えることもできるので、それに対する対策が必要かなと思います。

議長：少しヒントみたいなものがあるのですが、インターネットで色々このパブコメについて調べてみると、対話型のパブリックコメントと言う手法が出てきます。それはどういう事かということ、例えばD委員の町内会に行って今こういうパブリックコメントを募集していますけれども、その項目については何について問われているか説明をした上で皆さんにご意見をその場で書いていただく。出前講座的なやり方で、対面でパブリッ

クコメントをいただくようなやり方を採ったり、講座のようなものを開いてそこで説明するなどパブリックコメントは文章がこういうことについて意見募集しますというのは出てくるのですけれど、それが前にもお話したことはあると思いますが、すごく難しくて分量も多い。市としては市民の方に何を聞きたいのかという要点を説明する会みたいなものがある、せつかくその会に出ていただいたのでそこで用紙を配って 15 分か 30 分かけてご意見書いていただくというような、パブリックコメントでただ投げるだけじゃなく、丁寧に説明してというやり方もあるようです。その際には、フリーで書いていただくやり方と、アンケート方式みたいな事をやってみてこういうことについてはどうですかと質問事項がいくつかあってそれに答えていただくような形ですが、書きやすく、フリーでご意見書いてくださいというとなかなか難しいものがあります。アンケートのような形で質問事項を用意して、それに書いていただいて意見を集めるというパブリックコメントもあるようですけれども、考えるとパブリックコメントをちょっと発展させて、いろんな形でできるのかなと。G 委員、いかがでしょうか。

G 委員：どちらかという、いろいろな意見を最終的にこの案でいきたいといったものをパブリックコメントにかけたとき、ある地域を特定してそこに内容を詳しく説明した上で意見をいただくというのは良いのですけれども、特定の地域だけに限るということは公平性を欠いてしまって、それこそだめだと思います。例えばその問題はその地域に特定している。だから聞くのですよというならまだいいのですけれど、市内の全体に関わる事、市民全体に関わる事についてあるところだけそういうのをやるというのはいかがかなというのも思う。今の話聞いていると、最終段階でパブリックコメントかける前にいろいろな市民からの意見をいただく段階で、そういったことをやるべきであって、パブリックコメントをかける段階でそういうのをまだやっているというのは私としてはいかがなのかなという気はします。

議長：G 委員としては、パブリックコメントはある程度固まったものを最終的に市民の皆さんにチェックしていただくというような捉え方ですか。パブリックコメントにも 2 種類と言うと語弊があるかもしれませんが、最初に意見を聞きたいがゆえにパブリックコメントをかけて意見を募集するやり方と、最終チェックという形で市民の皆さんにこういうことをやりますのでいかがですかという 2 通りあるのかなと思いますけれども、いずれにしても回答数が少ないというのがパブリックコメントの問題であって、PR とかの問題にもかかわってくるのかなという気はします。パブリックコメントが大流行というところあれですけれども、困った時のパブコメというぐらいに何か手法がない、予算がないとかというときに、パブリックコメントだけという最終手段的な部分もあるのかなと思います。例えばアンケートをとったりワークショップを開いたりというのは難しいというような場合でも、パブリックコメントだけは市民参加の最後の手段としてとっておきたいという部分。参加する側からも何も市民参加、例えば審議会だけだとそこに参加している人の意見しか反映されないということで、パブリックコメントをかけてくれれば何らかの意見は出したいという市民の方もいらっしゃると思うので、最後それだけは取っておいたほうが良いような気もするし、少ないのであれば効果が薄いということでやっても意味がないのかなという気もするのですが。

それでは次の市民政策提案制度に移ります。「市民政策提案の現在提出がない状況については、ハードルの高さが一因と思われる。素案策定の際はハードルが高くて当たり前との考えが主流だったが、果たしてそうだろうか。行政のプロしか提出できないようなイメージがある。市民のアイディアを生かすには専門的なアドバイザーのような方（例えば議員）がいれば、市民の素朴なアイディアを提出案にすることができるのではないか。」です。現状おそらく市民政策提案で出されたものというのはこの7年間1件もなかったと認識しています。ハードルが高いのか、それともこの制度があるということが周知されていないのかというのが現実です。市民政策提案は最後に議会にかけて可決されるものなのです。議会を通すという形で、市民の意識としてもそこまでのものを文書をつくって提出するというのが、なかなかやりにくいというのがあるわけなのですけれども、先ほどお話しした公募委員のサロンにも絡むんですが、そういうような方やあるいは議員、市で、担当がこのようなことを考えているのだけれども、市民政策提案で出すにはどうしたらいいのかと手ほどきをしてくれるような方がいると、出し易くなると思います。市民政策提案は結構きちんとした文書を出さなくてはいけない。市にそういうものを出したいんだけどという相談は過去には1件もないですか。

事務局：政策提案なのかクレームなのかわからないものはあります。この提案制度を使ってやりたいというのは無いと思います。市民政策提案自体は広報とかで、毎年こういうような制度がありますよという周知はかけています。

議長：まだ他市の現状についてはあまり調べてはいないのですが、ほかの市でこういう提案が出されたというのは聞いたことはありますか。

事務局：まちづくり1%予算とか、それに伴って提案を受けてある程度予算を担保して実施するという話は結構ありますが、仲間を募って提案をして市が責務で答えるという事に関してはこういうのは聞いたことはないです。自分の特定の地域だけに限ってこういうことを実施してくれていうものはなかなか施策として通りにくいかもしれませんし、全市的なその市制の課題を通しての提案となるとかなりハードルは高くなるのは妥当かと思えます。

議長：議会のことはわからない部分もありますが、例えば陳情とか請願というのはこれと関係するようなことが提出されることはあるのでしょうか。要するに市民政策提案制度がなくても何かこういうことを考えているのだけれど、議員にお願いしてという市民政策提案制度に似たような部分があるという認識でよろしいでしょうか。

事務局：陳情は議員を通さなくてもできることにはなっています。基本的に市に対してこういうことをやって欲しいという陳情が上がると、議会でその陳情の取り扱いを決めた上で市にもその旨は伝えていきます。実際に市が受けるか受けないかというのはありますけれども、門戸は開いている形にはなっています。請願に関しましては、議員の紹介がないとできませんので、そちらはまた別のものになりますし、基本的に類似制度ではありますがハードル的な部分で言えば請願と陳情は少し違う形になります。

議長：議会にもそういう制度があって、市民参加型で似たものなのかなという認識をしていたのですが、必ずしも似てはいないということですね。あくまでもその議会に対するものであって市に対するものではないということで、この政策提案の方は逆に市に対するも

のでしょうか。この現状について市民政策提案制度は10名だったと記憶しているのですが、署名を集めて共同で提出するというようなものになっていて、目的だとか効果だとかということもきちんと書いて出すという決まりになっていると思いますが、ハードルの高いとか低いとか制度をうまく有効に使うにはどうしたらいいとか何かご意見あれば伺いと思います。

E 委員：90日以内に回答しなければならないという負担を課す以上はハードルはやはり高くなるでしょう。ただ、一人で内容があまり分からないようなものを出されると制度自体の価値が下がっちゃうということもあると思います。

D 委員：議員を通した方が早いかもしれません。

議 長：議員さんにアドバイスをいただいて、市民政策提案制度を使えばいいかと思ったのですが、アドバイスというよりも議員さんにこういうようなことお願いしますというほうが早いといえば早いですね。その次、「市民政策提案まではできないが、市でこんなことをやってはどうかといったような陳情に近いようなことを提案できるシステムもあっていいのではないか。「きたひろしま市民会議」では様々な意見が出されていた。このように、あえて聞いてみると意見が出てくるのであれば、市の事業に対して常設的な意見募集のシステムも検討の価値がある。」になりますが、もう少し簡単にできる意見募集がないかなということ。要するに形式が整ってなくても、こんなことを考えているのですけれどもどうですかというぐらいのものがいいのかなと。そういうシステムができないのかなということも少し考えてはいたのですが、適当なものちょっと思い浮かんでおりません。市民会議は新しい方法のところでは話します。政策提案制度について、そのほかご意見はございますか。それでは新しい市民参加の方法についてですけども、「パブリックコメントの意見提出数が少ない事についてももっと増やすことができないか議論が必要です。たとえば、HP上でフェイスブックのような「いいね！」をつけることができないか。パブリックコメントは異議のある方が参加するといったイメージがあるので賛成意見も反映できるとよいのではないか。」「パブリックコメントのような難しい話だけじゃなくて、市がやろうとしていることに対して「それいいね」というのも意見だと思う。フェイスブック等の「いいね」は賛同者が見てわかる。」。最初の会議のときに、PRの時にいろいろご意見出していただいたと思いますが、フェイスブックなどの活用というのはPRだけではなくて意見募集にもいろいろ使えるのではないのかなと。今回課題をまとめるに当たっても、市民にインターネットを通じてのアンケートも使っておりますので、これは使えるものはどんどん使った方がということだと思っておりますが、いかがでしょうか。唯一欠点としてはインターネットをやらない、パソコンを使わないという方いらっしゃるの、そういう人たちがいるということが公平さということを見ると問題になるのかなと。プラスアルファの手法としてSNSを使ったりというのがいいのかもしれないと思うのですが。要するに面倒くさいというのがあるので、簡単にフェイスブックで「いいね」するような感覚で市が今度こういうことやりますよと言った場合に、「いいね」ボタンが押されるというようなシステムはどうでしょうか。ただこれは、あくまでも参考にしかないと思うので、あえてやる必要もないのかなというふうにも思います。C 委員いかがでしょうか。

C 委員：それぞれの課の職員さんが負担にならないのならば良いと思います。今おっしゃったように年配の方はネットとかがあってというのは一切やらないですから、もしこう広く軽い感じで意見を求めたいというのであれば、新庁舎にスーパーなどにあるご意見箱みたいなその場で書いて出せるようなものを、パソコンをやらない人向けに設置してご意見を広く求めるっていう方法もあるのかなと思いました。

B 委員：私はフェイスブックを一時よく使っていて最近あまり使っていないのですが、フェイスブックは今も一定のネットユーザーのよく発信されている方も多いので、一つの方法にはなると思います。

議 長：必ずしも SNS を使うとどんなことでも全部拡散するんだということではないということだと思うのですが、使える場面があるのであれば、どんどん使った方がいいのかなと思います。それでは次に進みます。「町内会活動は市民参加の原点だと思っている。もっと町内会や自治連合会を活用した手法を考えてみては。」町内会活動はまず市民参加の原点ということで、町内会自治連合会の活用ということですが、ご意見を出されたのは D 委員です。具体的にどのような活用の仕方でしょうか。あと例えば町内会の方をお願いをした場合に皆さん協力していただけるのかという部分も含めてどうでしょうか。

D 委員：協力はしてもらえenと思います。北広島市自治連合会というのがあり、そこにはだいたい各地区の連合町内の方々が参加している。ですからそこでいろいろな情報を流したり集約して、こうしていただけませんかという話をしていただければ、地元へ持ち帰って十分協力はしてくれると思います。町内会では一番簡単な手法で、回覧板で意見があれば下さいという方法もあります。各町内会で防災関係についてのアンケートだとかそういうのをやっておられると思うんです。そういうのをもう少し上手く活用すると案外良い意見が出てくると考えられます。

議 長：そういうような形で意見を集めてくるのも可能だということですね。現在市では町内会にそのような形で情報を流して、ご意見を出して下さいというような働きかけは直接的にはしてないということでしょうか。内容によってはしていますか。

G 委員：町内会の方々に色々なお願いをしているので、その際に町内会としてこういう場合はどうですかというような意見を聞くことは結構あります。

議 長：A 委員、いかがでしょうか。

A 委員：町内会を使うというのは一つの手なのですが、町内会の役員をやったことがあるのですが、決して町内会の役員も率先してやっている人ばかりではなく、持ち回りですとか一年に 1 回委員を決めたりなので、そういうことは町内会の負担にもなり、懸念もあると思います。町内会でも年に何回もやる訳ではないのですが、市民参加のお願いの文書とかそういうことお願いすると、負担となって私はもうなりたくないという事にもなりかねないかなと思います。

議 長：町内会の負担も少し出てくるとなるとそういう事にもなりかねない。

D 委員：そういう反発は出るかもしれません。

議 長：やり方によっては意見を集めるいい方法になると思われます。それでは次に行きたいと思います。「きたひろしま市民会議」の毎年開催を求める。また、根拠法として市民参加条例の市民参加の方法にこの会議を加え、条例を改正すべき。市民会議は結構いい

成果が出ているということなので、毎年開催というようなことを条例の中でも手法の一つとして挙げてもいいのではないかなと思っています。市民参加予定の中に今年10月開催予定と出ていましたが、現状どうなっているのか事務局から説明いただけますか。

事務局：10月に行う予定ではありましたが、調整等々した結果、12月3日と4日、土日ですけれどもこの二日間で行う準備を進めています。昨日、無作為抽出した1000件に案内を出したところです。

議長：非常に良い効果もあるし市民参加意識を高める上でもかなりいい方法だと思うので、今後発展していけば良いなと思います。これについても、報告書も出てくるといいますので、ちょっと目を通していただければ現状どういう会議をやっているのかというのはわかっていただけるかなと思います。それでは続いて、コストの問題ですけれども、先ほどF委員からもお話のあったような形で、複数できるだけたくさんということをやっていくとどんどん手間が多くなってということもあるのですが、市民参加のコストというのは簡単に言うと効果があるものやっていくということだと思います。何でもかんでも複数の方法でやる必要はないと僕も思うのですが、いかがでしょうか。あともう一つ重要な部分で、パブコメの期間は1か月位をとっているのですけれども、これが政策を決めていく上で1か月というのは待ちの時間になるのか、素早く政策を進める上では少し障害になっているというようなご意見もあるようなのですが、パブリックコメントにも絡んでいるわけですが30日というのは長いのか短いのか。もしかすると1週間とかそういうことでも良いのかどうか。その辺含めてご意見ございますか。2週間待っても来ないものは1か月待っても来ないのではないのかという気もしないでもないです。関心のある方は恐らく、この案件についてパブリックコメントがいつ出されるかというその予定を見ていたりするので、パブリックコメントが出されてからそれを調べて何か意見を出すというよりも、市でこういうことを考えていて、いつぐらいにパブリックコメントがあるからそのときには出そうというような方もいらっしゃるのかなと思います。むしろそういう方の方が多いいのかなという気もしますが、B委員いかがでしょうか。

B委員：法律とか条例とかで全国の自治体でパブコメ制度はもう定着していると思いますが、例えば北広島市だけ2週間というふうに短くするとどうなのかなと思いますので、全国の状況を知りたいんです。

議長：いくつか印象でお話すると、だいたい30日位が多いような気はしています。石狩市も多分それぐらいだったと思います。短くする方法はないわけでもないような気がします。事前に告知をしておいて提出するのはこの期間ですよという形をとるというやり方はできないかなと思います、E委員いかがでしょうか。

E委員：パブコメは意見に対して市の考えを公表するということですよ。可能なら早いほうが良いとは思いますが。どんなパブコメをどんな形で出すのかということ、見た事がなくてそれを作るのにどれぐらい時間がかかりそうなものなのか、わからない部分もありますが、実際に意見を提出したことのある議長が長いと思うのであれば長いのかもかもしれません。

B委員：行政手続法では期間は決められていますね。起算して30日以上でなければならない。この法律は北広島でパブコメをやるときにもひっかかってきますか。

事務局：基本的には適用されないものですので、日にちは直しても問題にはなりません。地方自治体は問題にはならないです。

議長：この手続の簡素化が主な部分だと思いますが、コストと言えるのでその他ご意見ございませんか。

D 委員：現状はそんなにコストがかかりすぎているとか、時間がとられているとか直面する問題はないわけですね。意見が出るのが少ないって言うぐらいですか。

事務局：もともとこういう制度が無いときは、議会と自治会とかいろいろ出てきてやっていたわけです。制度ができた事によってアンケートをするなど違ったコストも出てきている。コストは新たに発生しています。手間という面でも今からですと 30 日という期間を設けて 1 年間で市としては充分動いているので、これが 15 日になったからと言って直ちに政策が翌日にできるかとなると、またそれは議会の議決の上で手続きが必要になってきますから、これに関しての日数は確かに先ほど議長が言ったように待っているというのは少なからずありますが、その期間を長くもろうかもらわないかということ、先ほど出し方と言うことをわかりやすい出し方によってということですかね。やっぱり期間の議論かなという気はしていましたけど、一週間や 10 日がいいのか、30 日がいいのかといった感覚的な話になっていくのかなという気がしています。

議長：あとは重要な部分で条例に書かれておりますが、複数の方法をできるだけ取るようにということになっています。個人的には僕は必ずしも複数じゃなくてもいいのかなと思っています。きちんと市民の意見が集められて反映されるのであれば、一つのもので、先ほどからお話あった審議会とか、開催した場合にはかなり具体的な意見を市民から聞けるという状況がありますので、必ずしもその案件にパブコメをつけなければいけないかということそうでもないような気もします。この辺についても少し条例に書かれていることと照らし合わせて、委員に今後ご意見をまとめておいていただきたいと思います。それでは次に子どもたちの参加。これは条例第 4 条、市の役割の中に入っているものなのですが、僕の印象だと子どもたちの市民参加ということに関してはあまり具体的にされていないような気がしています。例えば札幌市だと、子ども議会というのをやって新聞にも載っていたりします。議場に子どもを入れて実際に議論させ、市の職員が実際に議会と同じような形で座られて回答するというようなことをやっていたりするのですが、大人になってからの PR というのも大事ですけれども、おそらく市民参加の PR というのを子どものうちに市政にはこうやって参加できるんだというようなことを子どもたちに分かってもらうというのも、今後を考える上で重要なことだということを入れてもらった経緯があります。これは皆さんも大事なことだと思っていただけたらと思うのですが、具体的に何をやるかと言うとなかなか難しいので市の方で少し工夫をしていただけるといいなと思っています。これについてはよろしいでしょうか。続いてですが、市民アンケートからですが、「今はメールでのやり取りも主流になりつつあります。市民の意見窓口もメールでの受付が可能であると気軽に参加しやすいと思います。」これはもう今までずっと言われてきたことで、やはり何らかの周知なり、方法を考えてもっと気軽に参加できるという部分が必要かなと思います。続いてですけれども、これも市民参加ですけれども、先ほどの子どもの参加にも、少し関係しますが、「以前、公園整備に小学

生の意見を受け付けているのを見て「良いことだなあ」と思いました。積極的に市に働きかけるかどうかに関わらず、市民それぞれに、問題意識を持つ分野があると思います。その問題意識をうまくすくいあげるようなやり方がほしいです。」ということで、やはり先ほどの市民参加の委員の年齢ということもありましたが、公園の話しだったりすると、子どもたちもちょっと意見を言いたいという場合もあるかと思うので、そういうことも大人は気を使って、子どもたちからも意見を必要な場合には取るということは必要かなと思います。これについても特にご意見はないでしょうか。

D 委員：町内の公園のリニューアルの時、お子さん達の意見を聞いて実施しています。

議 長：次の意味が分かりづらいですが、「町内会経由の意見主体で、あまり若い人たちの実感を反映していないような気がする。」ということですが、そんなことはないと思いますがいかがでしょうか。

D 委員：関心度の話ではないでしょうか。やはり年配というか現役をリタイヤした人たちの意見が多いのかもしれないです。一番欲しい年代の方々の意見はA委員も言っていましたが、町内会での行事なんか若い方の参加も少ないし、それが一番の苦勞だと思います。そのところを工夫しないといけないですね。

議 長：市民参加全般について言えることだと思いますが、若い人たちにいかに関心を持ってもらうか。自治会もそうだと思いますが。

D 委員：話が少しずれますが、町内会単位の子ども会というのがどんどん無くなってきています。子どもさんがいなくなっている。やはりその辺は子どもさんが5人でも6人でも子ども会を作って交流するような形を取ると、もう少し雰囲気変わるのかなと思います。子ども会を維持している町内会は学童にも関わっていきますし、色々な場面でサポートを受けられると思うのですが。子どもさんの意見っていうのは確かに大切です。

議 長：国勢調査では人口が初めて減ったという事がありますから、子どもの意見というのもきちんと聞いていかなければならないのではないのでしょうか。

D 委員：話が戻ってしまいますが、議会に子どもの参加はできないのでしょうか。小学校6年間に一回ぐらいは議場に入ってもらえるような。昔はやっていたように思います。うちの息子たちの時だったと思いますが。記念行事か何かの時に、6年生を卒業前に議場に入れて上げられれば、結構関心を持つと思います。

事務局：議場かどうかは別にしても、市内の小中学生が集って毎年アンビシャスフォーラムみたいな形で子どもたちの中でいろいろな意見を交わしてということはやってはいます。場所を議場にするかどうか、セレモニ的にやるのか、出された意見は誠意を持って市が何か政策に基づいて実現してあげるのかというところまでの踏込みが行政側もどうするかというところで、大体は好きなことを言ってもらってお疲れ様で終わってしまいますが、出された意見を何かきちんと形にしてあげられるかどうかという受け皿までいけるかどうか課題かなと思っています。そのあたりで子どもたちがどこまでやりがいを見つけれられるかも含めてということになります。

D 委員：見せてあげるっていう事が大事だと思います。こういうところで議員はいろいろやっているんですよという事。見てもらうだけでもその方が関心を持ってもらえると思います。

議 長：やはり子どもたちの市民参加というのは重要だと思いますので、何か良い方法があれば  
と思います。

#### 4. その他

議 長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜日程調整のほか、連絡事項を伝達した。＞

議 長：特にご質問などはありませんか。

委 員：＜質問なし＞

#### 5. 閉 会

議 長：特になければ本日はこれもちまして会議を終了いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員： \_\_\_\_\_